

# 学校いじめ防止基本方針

四万十市立後川中学校

## はじめに

本校では教育基本法の本質と高知県及び四万十市教育行政方針の示すところに従い、本校の良き伝統と教育遺産を継承し、時代と地域の要請に応じて教育内容の充実を図り、人間性豊かな知・徳・体を備えた自主的で創造力に富む、実践力を持った人間の育成に努めることを基本方針としている。

校訓として、「自尊・共生・創造」を掲げ、自分をかけがえのない存在として大切に思い、一層磨き高めようと努力し、自分を大切にすると同じく他者を尊重し共に生きていくよう努力するとともに、身につけた学力や豊かな心をもとに、多くの人々が生活する社会を創ろうと努力するものと位置づけ、「心豊かで、たくましい人間の育成」を学校教育目標に定め、明るく豊かな心を持ち、自分で正しく判断し行動できるとともに健康で勤労を尊ぶ人間の育成を目指している。

そのための指導方針として「明るく 元気に 最後まで」をスローガンに、信頼され誇れる学校、礼儀正しく挨拶する学校、整理整頓された美しい環境の学校、励まし合い、生き生きと生徒が活動する学校を目指している。

上記のような学校及び人間の育成を目指す上で、いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、学校として「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、本基本方針を策定し、児童生徒の尊厳を保持するため、関係機関及び地域住民・家庭との連携の下で、いじめの問題の克服に向けて取り組むものである。

## 第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

現在本校の生徒は各家庭及び地域に見守られ健やかに成長を遂げていっている状況にある。すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も保護者や地域のみならず社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかけがえのない中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち迅速かつ適切な対応を講じなければならない。

## 第2 いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条にあるように「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### <いじめ防止対策推進法による定義>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。））をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### <基本方針運用上の留意点>

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ③いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ④いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除しない。
- ⑤いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※ケンカは除くが、外見的にはケンカのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要。

#### ◆具体的対応例として

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。このような場合、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

◆ 具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものと理解しておかなければならない。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが必要である。

### 第4 「いじめ防止等対策委員会」（仮称）

#### （1）組織の機能と役割

- ① 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ② いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応する。
- ③ いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。
- ④ 情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ⑤ 各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

## (2) 組織の具体的役割

- ①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正 →別紙 1
- ②いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正 →チェックシート：説明会で提示
- ③いじめに関する校内研修の企画・検討
- ④いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ⑤いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ⑥いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ⑦重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う際の母体

## (3) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、学級担任、養護教諭、S C、状況に応じて関係機関の代表者。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

## (4) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、S C及び関係機関の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて市教委担当者及び外部の専門家等を加えるなどの方法によって適切に対応する。

※組織の図式化→別紙 2

## 第5 いじめ防止のための取組

### <学校づくり・授業づくり>

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての生徒が授業に参加し、活躍できるための授業を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、わかる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。
- 日々の授業の中で互いに聴き合い、発言し、学び合う個人の姿勢や学級集団の雰囲気育てていく。

### <集団づくり・生徒理解>

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信が育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童生徒についての理解を深める。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。

- 学級活動における指導を、生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、すべての学級で必ず指導がなされるような指導指導計画を作成する。

#### <生徒指導>

- 時間を守る習慣を定着・継続し、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として揃えていくべき事柄を組織として確認する。
- いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがない集団の雰囲気づくりをすすめる。
- 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、その防止や解決に向けて自分たちでできることを主体的に考え行動できるよう働きかける。

#### <教職員の資質能力の向上>

- 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さないよう校内研での研修をより深める。
- すべての生徒がいじめの問題への取組について、その意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう教職員は支援・指導を行う。

## 第6 いじめの早期発見、早期対応等

### (1) いじめの発見

- ①いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）
- ②生徒の変化等に気づいた情報について、迅速かつ確実に把握し、その情報を共有するとともに、速やかに対応する。（「和の会」の活用）
- ③気になる変化が生徒に見られた場合には、遊びやふざけのようにも見えるものも含めてその事象に関する記録をメモ等に残し、職員が共有できるようにしておく（個人情報管理に注意する）。
- ④得られた目撃情報等を確実に集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- ⑤日々の朝学活では一人一人に配慮してその様子を把握する。
- ⑥生活日誌等を活用し生徒の実態を把握する。
- ⑦保健室での対応がある場合には、養護教諭との連携を図る。
- ⑧保護者との連携をすすめ、家庭で気になる様子は迅速に把握する。
- ⑨積極的に保護者からの相談や、地域の方から生徒の様子を寄せてもらえる雰囲気継続させる。
- ⑩生徒の生活を把握するためのアンケートや個人面談を定期的に行う。個人面談については、臨機応変に適時に実施する。
- ⑪生徒からの教職員への相談の際には、その思いを大切にされた対応を行う。

- ⑫生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」等関係機関についての周知をする。
- ⑬特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を問い直す職場体制を大切にする。

## (2) いじめの対応

- ①速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- ②加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ④判断材料が不足している場合には、関係者の協力の下、事実関係の把握を行う。
- ⑤いじめであると判断されたら、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- ⑥問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、被害生徒の心の負担を解消していくことであることを職員全体で共有する。
- ⑦加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ⑧生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑨ネット上のいじめには必要に応じて関係機関の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ⑩いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ⑪生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ⑫いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるために教育活動を仕組む。
- ⑬学校における情報モラル教育を進める。

## 第7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

### (1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- ①P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ②いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

### (2) 地域とともにある学校づくり

学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について報告し、理解・協力を得る。

## 第8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### ① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

#### ② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

#### ③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会（仮称）を設ける。

この組織の構成については、市教育委員会と連携し、可能な限り外部の専門家等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

※上記の文例のように記述する方法以外に、国の重大事態対応フロー図を参考に示す方法もあり→別紙3